

第6回 小樽商科大学 経営協議会 議事要旨

日 時：平成17年1月13日（木）14：10から

場 所：第二会議室

出席者：秋山学長，山本理事（学術担当副学長），佐々木理事（財務担当），遠藤委員（経済学科教授），小原委員（学外委員），鎌田委員（学外委員），作田委員（学外委員）

欠席者：奥田委員（アントレプレナーシップ専攻教授），逢坂委員（学外委員），榊原委員（学外委員）

陪席者：和田理事（教育担当副学長），土橋監事（業務担当）

議事に先立ち，学長から事前に配付している第5回（12月22日）開催の議事要旨の確認が行われた後，本日は，審議事項の関係から，先に報告事項から進めさせていただく旨説明があった。

報告事項1 平成16年度補正予算について（資料3）

学長から，平成17年度の概算要求事項としていた体育館の改築，及び今年の台風による建物への被害を修繕するための災害復旧費が平成16年度の補正予算として財政措置されることとなった旨報告の後，施設課長から，配付資料3に基づき，補正予算の概要について説明があった。

報告事項2 平成17年度概算要求の内示について（資料4）

学長から，平成17年度の概算要求については，昨年6月開催の経営協議会で審議いただき，文部科学省に要求していたが，昨年末に内示があり，本学の重点政策1位として要求していた教育開発センターの整備のための経費が，ほぼ要求額どおり認められた旨報告の後，理事（総務担当副学長）から，配付資料4に基づき，平成17年度の政府予算案決定事項について説明があった。

報告事項3（追加） 剰余金の繰り越しに係る経営努力認定について（資料5）

理事（総務担当副学長）から，配付資料5に基づき，剰余金の繰り越しに係る経営努力認定に関し，認定の仕組み及び国立大学法人以外の独立行政法人との相違等について報告があった。

○ 説明要旨

- ・ 国立大学法人が剰余金を翌事業年度に繰り越すには，学生収容定員を在籍者が一定率以上充足していること，特別教育研究経費により措置された事業等については，成果・実施状況を説明することが条件となる。
- ・ 剰余金を繰り越す場合の学内ルールについては検討中である。

議題1 中期計画の変更について（資料1）

学長から、先ほど今年の台風による建物への被害を修繕するための災害復旧費が平成16年度の補正予算として財政措置されることとなった旨報告したが、この予算措置に伴い、文部科学省からの通知に基づき、中期計画を変更することとなったので、変更点について、財務課長から説明の後、審議願いたい旨発言があった。

次いで財務課長から、今回の予算措置に伴う、中期計画の変更点について説明の後、学長から配付資料1のとおり提案があり、審議の結果、原案のとおり承認され、役員会に附議することとなった。

議題2 平成17年度授業料について（資料2）

学長から、配付資料2に基づき、国立大学法人の授業料について以下のとおり説明があった。

○ 説明要旨

- ・ 国立大学法人の授業料は、省令でその標準額が定められており、各国立大学法人は、標準額の110%迄を上限（下限はない）として、授業料を設定している。
- ・ その標準額が、今年4月から、15,000円増額されることとなった。
- ・ 標準額の増額改定に伴い、学生納付金（自己収入）が31,500千円増収になることから、運営費交付金が同額の31,500千円減額されることとなるが、この額の10%相当が教育充実関連経費として運営費交付金に措置されるので、実際の運営費交付金の減額は、28,700千円となる。

引き続き学長から、本学では、既に夜間主コース推薦入試等において、現行の授業料納付をもって入学手続き等を終えていることから、現在のところ、今年度の授業料については、前期を据え置き、後期から新標準額に改定したい旨説明があり、種々意見交換を行った。

○ 主な意見交換

- ・ 上期を据え置くことに伴う減収（Δ12,600千円）をどのように補うのか。
- ・ 学長裁量経費の抑制などを中心に、経営努力をしなければならない。
- ・ 他大学がおおよそ標準額に増額するのであれば、半期据え置きにより、本学をアピールできる。

最後に学長から、他大学の検討状況、また今月17日開催予定の平成17年度授業料標準額の取扱等に関する説明会（会場：北海道大学）での内容を総合的に勘案して決めたいので、本件については、学長に一任願いたい旨提案があり、審議の結果、承認され、役員会に附議することとなった。